

日本取引所グループ金融商品取引法研究会

EU 企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令

2025 年 10 月 24 日（金）15:00～17:05

大阪取引所 5 階取締役会議室及びオンライン開催

出席者（五十音順）

飯田	秀総	東京大学大学院法学政治学研究科教授
石田	眞得	関西学院大学法学部教授
伊藤	靖史	同志社大学法学部教授
梅本	剛正	甲南大学全学共通教育センター教授
片木	晴彦	広島大学名誉教授
加藤	貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
川口	恭弘	同志社大学法学部教授
北村	雅史	関西大学大学院法務研究科教授
久保	大作	大阪大学大学院高等司法研究科教授
齊藤	真紀	京都大学公共政策連携研究部教授
白井	正和	京都大学大学院法学研究科教授
高橋	陽一	京都大学大学院法学研究科教授
船津	浩司	同志社大学法学部教授
前田	雅弘	追手門学院大学法学部教授
松尾	健一	京都大学大学院法学研究科教授
山下	徹哉	京都大学大学院法学研究科教授
行岡	睦彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
行澤	一人	神戸大学大学院法学研究科教授
若林	泰伸	早稲田大学法学学術院教授

【報 告】

EU 企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令

京都大学公共政策連携研究部教授

齊 藤 真 紀

目 次

I. はじめに	統合（7条）
II. 国際社会・諸国の動き	②悪影響の特定・評価・優先付け（8条・9条）
III. Omnibus I パッケージによる緩和／米 国－EU 通商合意	③-1 潜在的悪影響の防止・軽減（10条） ③-2 実際の悪影響の終結・是正（11条・12条）
IV. 具体的内容	④モニタリング（15条） ⑤情報開示（16条） ⑥通報制度・苦情処理手続の整備（14条） ⑦ステークホルダー・エンゲージメント（13条）
1. 指令の概要	
2. 適用範囲／適用開始時期	5. エンフォースメント
（1）適用範囲（2条）	（1）監督（24条・25条）・罰則（27条）
（2）適用開始時期（37条）	（2）民事責任（29条）
3. 幾つかの関連定義（3条）	6. 気候変動対応（22条）
4. デューディリジェンス	VII. 企業法から見た本指令の策定の意味 討論
（1）企業レベルのデューディリジェン ス義務（5条）	
（2）クラウド・ファンディングレベル でのデューディリジェンス支援（6 条）	
（3）具体的なデューディリジェンスの 体制整備及び実施	
①ポリシー・リスク管理システムへの	

○川口 定刻になりましたので、今月の金融商品取引法研究会を始めたいと思います。

本日は、京都大学の齊藤先生より「EU 企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令」と題してご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

○齊藤 京都大学の齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速報告に入らせていただきます。

I. はじめに

本日私が報告を担当しますのは、昨年成立しましたが、現在改正が審議されています EU 企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD, CS3D）です。

このテーマ、サプライチェーン・デューディリジェンスの問題は、様々な国あるいは国際レベル

で動きがありますので、この話をお受けしたときには、EU 以外の動向について、別の方がご報告になると想定していたのですがこのテーマを扱うのは、このシーズンでは今回限りのようです。そうであれば、本来は日本の動きや諸外国の動きも併せてご報告すべきところなのですが、今日のご報告は EU の指令の内容と現在審議されている改正提案のご紹介にとどめさせていただきます。

EU 企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令は 2024 年に成立しました。この指令は、2022 年に私が本会で報告を担当しました EU 企業サステナビリティ開示指令と同様に、EU のいわゆるグリーンディール政策の一環として策定されたもので、域外適用により我が国の企業にも適用が及ぶ可能性があることから、我が国の実務においても注目を集めているところです。

サプライチェーンに関するこの指令は、2022 年の初めに欧州委員会によって素案が公表されまして、多くの議論を喚起したのですけれども、一度は成立直前までたどり着きました。しかし、当初ドイツは、CDU と SPD の連立政権で本指令案を支持していたのですが、ご存じのように、2021 年 9 月にドイツで政権交代が起こりまして、SPD は左派ですけれども、それに緑の党、FDP が加わった 3 つの政党による信号連立が組まれました。FDP は右派ですので、この企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令に反対しまして、ドイツは当初の支持を撤回することとなり、一時採択が危ぶまれましたが、妥協の末、2024 年に採択されたということでございます。このような経緯もあり、その内容は企業に配慮した内容にもなっています。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、ドイツでは、これに先立ち、サステナビリティ・デューディリジェンスに関する法律が成立していました、そのドイツがどうして反対したのかということになるのですけれども、ドイツにおいてサプライチェーン・デューディリジェンス法が公布したのは 2021 年 7 月、政権交代の前に成立していた

ということで、この問題は政治状況にも大きく左右されるテーマであることがこのことから分かります。

II. 国際社会・諸国の動き

背景となる国際社会・諸外国の動きについて、簡単にご紹介させていただきます。

このサステナビリティ・デューディリジェンスに関わる動きが語られるときに、このような国際的な動向の最初のきっかけとして紹介されるのが、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、いわゆる「ラギー原則」です。

その後、OECD の「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」にもデューディリジェンスの問題が取り上げられるようになりまして、企業活動においてこのような考え方が根付くようになってきました。

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」はどちらかといえば人権保護あるいは労働者保護に重点が置かれているのですが、従来、EU・ヨーロッパにおきましては、企業の社会的責任に関する議論というのは EU の政策として議論されてきたのですけれども、このような国際社会における動きをもって、企業の社会的責任の内容形成が EU のレベルを超えて国際社会のレベルに移り、EU のコントロールが及ばない領域に入ったとも指摘されています。もちろん、EU は、その中における大きな重要なアクターであるわけですが、この問題は、国際社会あるいは国際レベルで内容形成がされていくようになったというように認識されています。

以上の動きと相前後する形で、諸国においても様々な国内法が立法されてきたところで、ここでは、ヨーロッパ内における代表的な例として、英国の現代奴隷法、フランスのヴィジランス法、ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法を例として挙げさせていただいています。

これらの国内法の動きがもたらす意義は次のような点にあります。各国のこれらの法律の適用対

象になる企業は、企業の社会的責任に係るコストを負担することになることから、競争法上不利になる可能性があります。そういった企業からは、同一市場内で活動しながら、これらの国内法の適用を受けない他の企業にも、同じような規制を及ぼすことによって、競争上の Level playing field を作ってほしいというニーズがありまして、ご紹介する EU の指令に関する動きは、もちろん EU が進めるグリーンディール政策を行き届かせるという意味もあるのですけれども、EU 企業の競争力を回復するといいますか、公平にするという意味もあるわけです。

Ⅲ．Omnibus I パッケージによる緩和／米国—EU 通商合意

ところが、ご承知のとおり、2024 年 11 月 5 日に開票された米国の大統領選挙においてトランプ氏の勝利が明らかになりまして、トランプ政権が誕生して以来、アメリカの政策は保守化をして、ESG に関わる分野について大きな政策転換が行われました。

時を同じくして、2024 年 11 月 8 日、欧州委員会の委員長であるフォン・デア・ライエン氏によって、一連のサステナビリティ規制の簡素化に関する包括的な法案を出すことが公表されました。この包括的な法案は 2025 年 2 月の公表時に「Omnibus 法」と名付けられまして、幾つかの部分で構成されているのですが、そのうちの I に当たるものが、今回の指令や前回報告しました企業サステナビリティ報告指令の簡素化に関わるものとなっています。

具体的には、欧州委員会は、本年〔報告者注：2025 年〕2 月 26 日に Omnibus 法案の I と呼ばれる改正法案のパッケージを公表しまして、現在これに基づく規制緩和の動きが進展しています。

このように説明しますと、トランプ氏の勝利のみがこのような動きを促したかのように聞こえてしまうのですが、必ずしもそれだけではないのではないかと思います。といいますのも、指令成

立後の去年〔報告者注：2024 年〕の 9 月 9 日に、イタリアの前首相で欧州中央銀行の総裁も務めたマリオ・ドラギ氏が「欧州の競争力の未来」と題する報告書を公表しました。そこにおいて、化学品や鉄鋼等のエネルギーを集約するタイプの産業においては脱炭素を進めていくことが実は非常に難しいこと、特に、欧州においてはエネルギー価格が非常に高騰しているため、このようなエネルギー価格の高騰と脱炭素化に対応するためのコストの増加が欧州企業の競争力の喪失の要因になっていること、これでは、欧州のグリーンディールが EU 域内企業の産業の空洞化の原因になるのではないかという指摘をしまして、ほかの項目と併せて企業に関する規制の簡素化・負担の軽減も提言しました。そのような背景事情の下で進められる規制緩和であるということになります。

Omnibus I 法案は、企業負担の軽減と、それに伴って成長や投資の可能性を回復するということを目的としていまして、大きく 2 つの部分に分かれています。

一つは、サステナビリティ開示規制やサステナビリティ・デューディリジェンス指令の適用開始時期を延期するものであり、これは「Stop the Clock 法」、時間を止める法と呼ばれています。この法案は緊急性の高いものとして先に審議されていまして、本年 4 月に既に成立し、発効しており、関連指令にすでにその内容が反映されています。

もう一つは、内容の実質的な緩和を内容とするものでして、現在も審議中です。欧州委員会が提案した当初の案は、レジュメの 3 ページにサイトを掲載していますが、その後審議が長くかかっていまして、まだ決着がついていません。本日の報告は、欧州議会の法律委員会で採択され、本年〔報告者注：2025 年〕10 月 17 日に欧州議会に提案された改正案の内容のご紹介です。レジュメ 3 ページのサイトに掲載されている当初の改正案からさらに内容が変わっています。

法律委員会で決定された段階の報告では、この

後欧州議会で承認をされますと、いわゆるトリログ手続といいまして、欧州議会と理事会、欧州委員会による3つの機関による協議を経て最終的に採択されることになるはずだったのですが、10月22日、一昨日のことですが、審議された内容の速報を見る限りでは、僅差ですけれども、次のトリログ手続に進むことをリジェクトしたということが報道されていました。もしその通りであれば、当初予定したようにスムーズには進まない可能性があり、本日報告した内容にさらに変更が加えられて成立するという可能性もあります。そのような次第で、いささか中途半端な段階での報告にはなるのですが、現時点における動きを知ることでご報告させていただきます。

後ほど詳しく見ますが、この内容の簡素化に係る具体的な内容は、3ページに書いてあるとおり、適用範囲の縮小、それからステークホルダーとエンゲージメントをせよということが強制されているのですが、その項目の縮小などで、そのあたりも含めて後でご紹介させていただきます。

さらにどのような変更点があるかと言いますと、報告義務が課される事項の削減、デューディリジェンスについて、当初は間接的な取引先や関係者も対象になっていましたが、基本的には直接の相手方、高リスク領域を優先すること、デューディリジェンスを取引先にしていくためには取引先からの情報提供を求めなければいけないのですが、その情報提供の請求先が中小企業であると、それは中小企業にとって負担になる行為なので、その中小企業の負担を減らすという内容があります。

さらに、本来であれば、この点が先生方のご関心の1つであったかもしれませんが、当初の指令ではEU内での統一的な民事責任を創設することが提案されていたのですが、それをばっさり削除することが提案されています。

また、制裁金があまりに低くならないように、制裁金の上限規制に関して下限を設定されていた

のですが、そこが少し緩和されています。国内法に委ねるという案だったのですが、数値基準が再設定されたりしています。

さらに、気候変動に係る対応措置、移行措置、移行計画についての規律も強行法的に規律をされているのですが、その採用期限の延期ということが盛り込まれていましたが、この点についても、さらなる変更が提案されるなど、不確定な要素を残しています。

もう一つ関連しそうな動きとしましては、今年の8月から9月にかけて、関税について米国とEUとの間で交渉が行われたのですが、この過程で、アメリカ側からEUのサステナビリティ関連の規制の緩和も要求されています。8月には、米国とEUの間の通商合意において、米国への配慮を見せるような共同声明が発表されています。レジュメにも掲載していますが、コスト負担、特に中小企業に係る負担を減らすこと、それから、民事責任に関する義務付けについて変更することや、気候変動に係る対応策、移行計画に関する義務について変更を加えることなど、それから域外適用についても配慮をするというようなことが盛り込まれています。

以上、前振りが長くなりましたけれども、本日の報告は、元の指令の内容をご紹介します、Omnibus I法によって緩和が予定されている箇所の現時点での改正案についてご紹介をするという形で進めさせていただきます。

IV. 具体的内容

1. 指令の概要

レジュメ4ページに記載していますが、これが指令の全体像です。

第1条 対象とする事項

第2条 適用範囲

第3条 定義

第4条 国内法の調整のレベル

第5条 デューディリジェンス

- 第6条 グループレベルにおけるデューディ
リジェンス
- 第7条 デューディリジェンスを企業の方針
及びリスク管理システムに統合する
こと
- 第8条 実際の及び潜在的な悪影響の特定と
評価
- 第9条 特定された実際の及び潜在的な悪影
響に係る優先順位付け
- 第10条 潜在的な悪影響の防止
- 第11条 実際の悪影響の終結
- 第12条 実際の悪影響の救済
- 第13条 ステークホルダーとの有意義なエ
ンゲージメント
- 第14条 通知の仕組みと苦情処理手続
- 第15条 モニタリング
- 第16条 情報開示
- 第17条 欧州単一アクセスポイントにおけ
る情報へのアクセス可能性の確保
- 第18条 モデル契約条項
- 第19条 ガイドライン
- 第20条 付随的措置
- 第21条 単一支援窓口
- 第22条 気候変動対策
- 第23条 授権代表者
- 第24条 監督機関
- 第25条 監督機関の権限
- 第26条 裏付けのある懸念
- 第27条 罰則
- 第28条 監督機関の欧州ネットワーク
- 第29条 民事責任及び完全な賠償を受ける
権利
- 第30条 違反の通報と通報者の保護
- 第31条 公的支援、公共調達及び公共施設
運営権
- 第32条 以下（略）

7条から16条が具体的なデューディリジェ
ンスの内容が定められています。

22条は気候変動についてのみ言及されていて、
気候変動に対する対応策の策定や実施について規
律されています。

EU指令の内容ないし位置づけは、指令ごとに随
分違いまして、例えば企業買収指令などは、細か
い点について合意が成立しなかったので、大きな
枠を決める枠合意として、最低限のスキームだけ
合意をして、あとは各国に委ねるという形にして
います。EUの企業サステナビリティ・デューディ
リジェンス指令につきましては、枠ではないと理
解されていますが、完全な統一を求めるものでも
なく、その内容に応じて求められる統一の程度に
段階分けがされています。

具体的には4条で決められているのですが、当
初の案では、核となる8条、同条はどのように潜
在的なリスクを特定するのかという問題を扱って
いる項目ですけれども、それから具体的なデュー
ディリジェンスの実施に係る10条と11条、これ
らはどの国でも統一的に定めなければいけない
最低限のものということで、これ以外の規律では、
国レベルでこれよりも厳しい基準を求めることは
認められており、指令の条文でカバーされない内
容につきましては、国内法で定めてもよいという
形で規律が設けられていました。

これにつきまして、Omnibus I 法案におきまし
ては、最低限といいますか、これに従わなければ
いけないという部分につきましては、6条から16
条ということでもう少し広めにパッケージとして
規律がされまして、さらに、それ以外の規律につ
いて国レベルで厳しい基準を設けてもよいとい
うことを明示していた部分につきましては、この部
分が削除されることとされています。

削除されたことの意味にかかる理解の仕方はい
ろいろあり得るところですけれども、規制を推し
進める側からより厳しい基準を定めるように圧力
がかかったときに、その点についてはEU法で明
示的に定められているわけではないために、各国
で対応の仕方に裁量がある、場合によっては、EU
で求められていないことだという形で突き返す余

地も認めたものかと推測していますが、これについては、まだ詳しい解説などが手に入っておりません。

2. 適用範囲／適用開始時期

(1) 適用範囲（2条）

適用範囲ですが、実務においては関心の高いところではないかと思います。

ポイントだけ申し上げますと、まず、基本となる EU 域内の企業（2条1項）につきましては、従業員平均 1,000 人超及び最終事業年度の総売上高 4.5 億ユーロ超というのが基準となっています。もしそれが単体で満たされない場合であっても、グループの連結でこの要件を満たした場合には、グループの最終親会社がその適用を受けるということになっています。

また、この指令の特徴としまして、いわゆるフランチャイズやライセンス契約の形で取引をしているものについても適用対象に含まれていまして、そのロイヤリティが EU 域内で 2,250 万ユーロを超えた場合であって、総売上高が 8,000 万ユーロを超える場合が適用対象となるということになっています。

これを基準に、同等に海外の企業も適用対象にするということで、この場合、海外の企業のそれ自体の売上高ではなく、欧州域内における売上高が基準になっていまして、単体又はグループで 4.5 億ユーロ。こちらの場合は従業員基準が含まれておらず、総売上高が閾値とされています。また同様に、EU 域内でのフランチャイズ契約やライセンス契約のロイヤリティが 2,250 万ユーロを超えている場合が挙がっています。

これが元の対象範囲だったのですが、Omnibus I 法案でこれが随分縮小されて、従業員数が 5,000 人に引き上げられていまして、総売上高は 15 億ユーロまで引き上げられています。それに対応して、EU 域外の企業（2条2項）の閾値についても同様に引き上げられています。

この 5,000 人超という従業員数の規模は、私の

理解が間違っていなければ、フランスのヴィジランス法の基準と同じぐらいであると思われます。フランスのヴィジランス法は、民事責任を定めているのですが、2024 年に公表されたドイツの文献では、フランスにはヴィジランス法というのはあるけれども、この責任が実際に認められたケースはまだその時点では報道されていない、それぐらい高い基準で大きな企業しか問題にならないというようなことに触れられていまして、それぐらい高い基準になっているということが言えるのではないかと思います。

(2) 適用開始時期（37条）

こちら国内の企業においては非常に関心の高いところであるかと思いますが、当初は、段階的な適用範囲の拡張というのが企図されていまして、まず、2026 年 7 月 26 日までにこの指令が構成国で国内法化され、2027 年 7 月 26 日から、大きなところから順に適用が広がられていくということが予定されていました。

ところが、前述の Stop the clock 法によりまして、国内法化自体が 2027 年 7 月 26 日まで延期されて、1 年先送りされたということです。日本の企業も含む域外の企業についても、一番大規模なものは 2027 年 7 月段階から適用開始になるところだったのですが、Stop the clock 法によってそれが 1 年ずつ遅くなりまして、6 ページの「Omnibus I (stop the clock 法) による延期」というところを見ていただきますと、第一段階 2028 年 7 月 26 日では、従業員 3,000 人超、最終事業年度より 1 年前の域内における総売上高が 9 億ユーロを超える場合が対象になっていたようです。

しかし、さらに、現在審議中の Omnibus I 法においては、適用対象それ自体が縮小されていますので、第一段階で、適用対象となる全ての会社がカバーされてしまうのではないかと。現在審議されている Omnibus I 法案の内容の緩和においては、37 条の改正への言及がなく、Stop the clock 法

の規律がそのまま残るのだとすると、第一段階で全ての企業がカバーされてしまうのではないかということになります。

3. 幾つかの関連定義（3条）

指令3条におきましては、様々な用語について定義がされているのですが、ここでは、これからご紹介するデューディリジェンスの内容と関連の深い用語だけ幾つかピックアップしておきました。

・adverse impact（悪影響）

「adverse impact」は、「悪影響」と訳されることが多いのですが、environment に対する adverse impact と、それから human rights に対する adverse impact を指すということで、その環境と人権に対する悪影響の定義に連動して規律されています。

環境と人権に関する adverse impact というのはどのように把握されているかといいますと、この指令の最後に附属書がありまして、そこに一連の人権リスト、環境に関する権利のリスト、それから関連する国際条約などが載っています。そこに掲げられているものが基本的には守られるべき利益ということになりまして、それが侵害されると、ここにおける悪影響になるということになります。

悪影響に関連して幾つかコメントを付加させていただきますと、冒頭でご紹介したこのテーマに関する歴史的経緯から、まず国際労働機関（ILO）に関連する条約や、そこで守られている権利というのが非常に重視をされているということになります。

また、附属書の第Ⅰ部の方には具体的な権利が列挙されておりまして、第Ⅱ部の方には国際条約が列挙されているのですが、その国際条約から守られることになるであろう権利というのも、ここにおける保護されるべき利益になりますので、その解釈というのが実際の運用においては問題

になってくるといいますか、具体化しないと実際に使えないというような指摘が現地ではされています。

次に重要なものとして、「business partner（取引先）」と「chain of activities（活動の連鎖）」という用語がありまして、これはセットでサプライチェーンを表すものなのですが、chain of activities の関係にある business partner というのが最終的に対象になってくるサプライチェーンであります。

・business partner（取引先）

(i) 【活動の連鎖】に基づき、当該会社と、会社の事業活動、製品又はサービスに関連する商業上の契約を締結している者又は会社がサービスを提供する者（「直接取引先」という）

(ii) 直接取引先ではないが、会社の事業活動、製品又はサービスに関連する事業活動を行う者（「間接取引先」という）

(i)の方が「直接取引先」、(ii)の方が「間接取引先」というふうに言われているのですが、(ii)の方は、「関連する事業活動を行う者」という非常に曖昧な用語が用いられていまして、これがどこまで入るのが分からないという指摘がされています。契約関係があるところでしたら明らかなのですが、例えば会社の事業所のすぐ前で水などを売っているスタンドがあって、会社の従業員はいつもそこで水とか新聞を買ったりしているような場合に、そのスタンドも会社の事業活動に何らかの寄与をしているわけなので、関連する者になり得るのではないか、しかし、本来の規制の趣旨から言えば、そのような存在まで含めるべきではないのだろう、というような議論を惹起しているという意味で、この「関連する」という用語は問題を含んでおり、国内法化されるときには、各国で少し具体的に適用範囲が明らかにされるようなルールになっていくことが期待されると

指摘されています。

・ chain of activities (活動の連鎖)

- (i) 当該会社の製品の生産又はサービスの提供に関連する上流の取引先の活動であり、これには、原材料、製品、製品部品の設計、採掘、調達、製造、輸送、保管及び供給、並びに製品又はサービスの開発が含まれる。
- (ii) 当該会社（当該会社のために、又は代わって取引先がその活動を行うときには当該取引先の）の製品に関する流通、輸送及び保管に関連する下流の取引先の活動。ただし、規則（EU）2021/821に基づく輸出管理、又は武器、弾薬、若しくは軍需物資に関する輸出管理の対象となる製品の流通、輸送及び保管であって、当該製品の輸出が許可された場合を除く。

chain of activities は、(i) がいわゆる上流の取引先、(ii) の方が下流の取引先ですが、いろいろ挙がっていますので、何が入っていないのかということを見つける方が難しいような定義になっています。しかし、明確に入っていない、入っていないものは、この指令の前文で既に指摘されていて、一つは、マージナルなものなのかもしれませんが、(ii) の下流の方では、製品の流通・保管は入っているのですが、廃棄は入っていないので、廃棄業者までは対象にならないのだとされています。

それから、前文の考慮事項で明示されているのは、金融機関については、下流のサービスは対象外とするということが書かれています。なので、金融機関については上流のみが対象になるということになります。

本日、諸外国との比較はあまり詳細にはできないのですが、この指令の位置付けを理解するために多少参考になるかもしれないと思ひまして、ドイツ法との比較についてだけ少しコメントさせていただきます。

ドイツ法におきましては、デューディリジェンスの対象は、原則として直接の契約の相手方に限られていて、それ以外の相手方、関係者については、デューディリジェンス義務違反があることを知った場合に限るという限定をしています。しかし、この指令においては、少なくとも当初の案では、かなり広い範囲がデューディリジェンスの対象になるかのような規定ぶりになっています。

・ stakeholder (ステークホルダー)

当該会社の従業員、その子会社の従業員、労働組合及び労働者代表、並びに消費者その他当該会社、その子会社及びその取引先の製品、サービス及び事業活動によって権利又は利益が影響を受ける、又は受ける可能性のある個人、団体(groupings)、共同体(communities)又は組織(entities)。これには、当該会社の取引先の従業員、その労働組合及び労働者代表、国内の人権機関及び環境機関(national human rights and environmental institutions)、環境保護を目的とする市民団体(civil society organizations)、並びにそれらの個人、団体、共同体又は組織の正当な代表者を含む。

ステークホルダーというのは様々なところで顔を出すのですが、特に stakeholder engagement では、ステークホルダーと各重要な段階で協議をするということが強制されますので、そのような場合のステークホルダーはどこまで入るのかということが規定されています。

いろいろな関係者が入っているのですが、Omnibus I 法案によって修正が提案されており、下線部のところが落ちて、労働者などに絞った形にされています。さらに、審議の過程でのさらなる絞り込みの提案では、「起因する人権及び環境への悪影響」によって権利が直接影響を受けるものという形で少し絞られるようになっています。

〔Omnibus I 法による修正案〕

当該会社の従業員、その子会社及び取引先の従業員、並びにそれらの労働組合及び労働者代表、並びに当該会社、その子会社及び取引先の製品、サービス及び事業活動に**起因する人権及び環境への悪影響**によって権利又は利益が直接的に影響を受ける、又は受ける可能性のある個人又は共同体、並びにそれらの個人又は共同体の正当な代表者を意味する。

・ appropriate measures (適切な措置)

悪影響の深刻度及び発生可能性に応じた方法により悪影響に効果的に対処することにより、デューディリジェンスの目的を達成することが可能であり、かつ、悪影響の性質及び程度並びに関連するリスク要因を含む個別の事案における事情を考慮した上で、当該会社にとって合理的に利用可能な措置

次の関連する定義としては、(o) appropriate measures (適切な措置)があります。そこで留意すべき点としては、もちろん、いろいろな意味のあることをせよと言っているのですけれども、最後のところにありますように、「当該会社にとって合理的に利用可能」であるとされておりまして、理想的にはこれができるけれども、利用できないというようなものまで、措置、手を打つことが求められているわけではないようであることがここから読み取れます。

〔Omnibus I 法による追加〕

・ reasonably available information (合理的に入手可能な情報)

会社が自社又は既存情報源若しくは二次的情報源から、取引先に連絡を取ることなく入手できる情報

最後に、Omnibus I 法案による追加をご紹介します。途中で提案されて入ったのは、

reasonably available information (合理的に入手可能な情報) という概念です。つまり、自分たちで手にすることができる、取引先に請求する必要なく得られる情報というような概念が追加されました。基本的には、そのような情報に基づいて対応すれば足りるというレベルにデューディリジェンスの範囲を狭めるという要請の下で、このような定義が新たに追加されようとしているわけです。

このような概念を使って、指令はデューディリジェンス義務を課そうとしているわけでありまして、次に、具体的なデューディリジェンスの内容を簡単にご紹介させていただきます。

4. デューディリジェンス

これも、ポイントだけご紹介をさせていただくことにします。

(1) 企業レベルのデューディリジェンス義務 (5条)

デューディリジェンス義務の建付けとして、各対象企業レベルでデューディリジェンスを行わなければならないと5条で示しつつ、

(2) グループレベルでのデューディリジェンス支援 (6条)

もしそれがグループの中間的な企業なのだったら、その親会社にしてもらう方が効果的な場合がありますので、親会社がそれを代行できるということが6条で規定されています。

そして、少し実務上関係するものとしては、

(1) のデューディリジェンス義務に関連する文書というのは5年間保存しなければならないよと。この5年間というのは、一応は時効期間と足並みをそろえているのではないかと思います。時効の開始期間は少し調整されていますので、必ずしもそれと合うわけでもないということになります。これがデューディリジェンス義務の出発点であ

りまして、次に、このデューディリジェンスのやり方に関連する条文をご紹介します。

(3) 具体的なデューディリジェンスの体制整備及び実施

全体像を理解するに当たりまして、PwC 弁護士法人の北村導人先生が作られている表が、条文の対応関係とコンセプトを分かりやすく示しているので、承諾を得て 10 ページに転載させていただきます。

図表 5 の下の図をご覧くださいますと、大きなデューディリジェンスの枠組みとしては、まずポリシーを定めるということがあります。人権や環境の保護をおろそかにしないためにデューディリジェンスをちゃんとやるというポリシーを策定する。

そして、それを具体的に実施していくべき内容が真ん中の大きな四角で示されており、まずはアセスメントとして、会社の企業活動あるいはグループ、それから取引先のどこにリスクがあるか、悪影響の潜在的可能性があるか、そして実際に起こっているかということを特定し、それがどの程度発生可能性があるのか、あるいは深刻なのかというのを評価していく。

そして、それが特定されますと、次にそれに対応をしていくわけです。潜在的な可能性であれば、予防、発生可能性を完全に回避することができなかつたら軽減をする。それから、実際に行われている悪影響があれば、それをやめる、あるいは完全に除去することができなければ最小化する。そして、侵害によって被った損害などがあつたら、それを元の状態に戻す措置をしていくことが求められるわけです。

そのような措置の実効性についてモニタリングをし、それを対外的に説明・開示をして、透明性を図る。

外からの圧力としては、まず実際に被害に遭っている人たちや被害を見た人たちからの通報窓口や苦情を受け付ける窓口を作って、そこからの情

報に基づいて対応をするというきっかけを与える。それ以外に、広く各リスクに関連するステークホルダーとの協議をしながら、この仕組みがしっかり回っているかどうかのチェックを受けるというようなことが予定されています。

北村先生の図でも「人権」という言葉が使われているのですが、これはビジネスと人権のデューディリジェンスで求められているスキームで、そのスキームに、EU のコーポレート・サステナビリティ・デューディリジェンス指令、長いので CSDDD とか CS3D と呼ばさせていただきますがそれも乗っているということになります。

少し細かいところなのですが、図表 5 では、(c) リスクの防止・軽減・是正のところでは 9 条と 10 条と書かれているのですが、現在の条文では 10 条と 11 条になりまして、9 条は優先付けに関する条文なので、(b) に、8 条と並んで 9 条を記載するのが現在の建付けと整合的であろうと思われます。

そこで、各段階のデューディリジェンスのやり方について①から（レジュメ 10 頁～）をご紹介します。

①ポリシー・リスク管理システムへの統合（7条）

ポリシーを策定することに関する条文です。

②悪影響の特定・評価・優先付け（8条・9条）

前述のように、広く見渡して特定し（identify）評価をする（assess）ということが書かれているのですけれども（8条1項・2項）、当初の案では map という表現が使われまして、言ってみれば、企業活動全体についてマッピング、図を書いてここはレッドゾーンだとか、そういう形で特定をしていくということになっています。実際、現地のローファームなどがそのような作業をアソシエイトなどを使ってクライアントのためにやっていたりするようなのですけれども、その活動全体のマッピングをするというようなイメージで規律されていたところでは

そして、特に発生可能性や深刻度が高い領域については、深掘調査をすること（in-depth assessment）が求められていたところです。

ただ、ここについて Omnibus I 法案でその内容が少し軽減されていまして、まずは、最初にリスクを特定するときに、ここで合理的に入手可能な情報に基づいてということで、基本的には自社で賄える情報でよいということになっています。また、マッピング（mapping）という言葉じゃなくて、スコーピング（scoping）という言葉が使われていまして、このニュアンスの違いの解説はまだ見つけられていないのですが、scope というのは、各企業の立ち位置から見渡して、リスクの所在地を探るというニュアンスで、mapping のように鳥瞰的に全て見渡せることを前提としないということなのかと推測しております。これについては、今後、解説や、各国の法律ができたときにどのような用語が使われるかにも照らしながら理解していく必要があると思っています。

また、深掘調査（in-depth assessment）という用語における「深い」という点がひとり歩きしないようにということではないかと思うのですが、追加調査（a further assessment）、さらなる調査をするとされています。さらに、further assessment は、発生可能性が最も高い領域にまずは限定してよいということになっています。そして、発生可能性や深刻度が認められない取引先への情報請求は義務付けられないということ、また、この調査は直接の取引先を優先させてよいということになっています。

そして、深掘調査でも、取引先に情報を求めるに際して必要な場合以外には、不必要に情報請求によって負担を課すべきではないということになっています。とりわけ中小企業、従業員 5,000 人未満の会社については、その情報請求は最後の手段とされるべきことなどの縛りがかけられています。

(6) から (8) は細かい点なのですが、(9) は、「適切な措置を講じたにもかかわらず、悪影

響を特定するための取引先に関する情報が入手できなかった場合には、当該情報が入手できなかった合理的な理由を説明することで足りるものとし」、現在のところ、それで十分な対応ができなかったとしても制裁は科されないことを確認する内容になっています。

そして、先ほども一部出てきたのですけれども、このようなマッピングないしスコーピングの過程で様々な悪影響が特定される場合に、企業は全て一度に対応することができないのが通常ですので、優先順位を付けてよいということになっています。その優先順位の付け方に対する要請も、Omnibus I 法案において軽減されていまして、まずは、深刻度が一番高いところを優先すべきであって、そこへの対応が合理的な時間内にできたら、それよりも優先度が低いところに対応するというように、緩和されています。

また、そういう形で対応されていない、相対的に低い優先度の悪影響が残存することになるのですけれども、それをもって制裁を科されるべきではないということにつき、企業側からすれば言質をとったような形の修正案になっています。

③-1 潜在的悪影響の防止・軽減（10 条）

③-2 実際の悪影響の終結・是正（11 条・12 条）

このようにして特定・評価がされますと、今度はその対応がされていくことになりまして、10 条は潜在的な悪影響への対応、11 条が実際に既に起こっている悪影響への対応ということで、潜在的な悪影響については防止し、防止することができなければ軽減をすることが求められています。

具体的な防止義務の内容として定められているのは今申し上げたことに尽きるのですけれども、レジュメを見ていただきますと、対応についての計画を立て、それを実施する。自社で実施するだけではなくて、取引先にも実施させることも含まれており、取引先に実施させるために、ちゃんと契約上の保証を取っておくことも要求されていま

して、その契約上の保証の在り方については、欧州委員会がモデル条項も出すとされています。

レジュメの 13 ページですが、日本の商取引実務における反社会的勢力にかかる条項にも似ていますけれども、仮に取引先に対する措置が功を奏しなかった場合の最終手段（last resort）として、新しい契約関係に入ってはいけなし、契約の更新をするタイプでは、更新してはいけなしとされています。

それから、もし対応として効果が見込める場合には、一時的に契約・取引関係を停止して、より高度な対応策を練り直して、更新したものを取引先に実施させなければならない。効果が見込めない場合や、より高度な行動計画が功を奏しなかった場合において、潜在的な悪影響が深刻であるような場合には、取引関係は打ち切らなければいけないという厳しい義務が課されています。

これにつきまして、Omnibus I 法による修正案が提示されているのですが、取引関係の停止ということは、可能であればという表現が加わり、少し後退した形になっていまして、高度な計画を頑張ってやっており、それが功を奏する合理的な見込みがある場合は、取引を継続したからといって、それをもって民事責任を課されることはないということが明記されるなどしています。

以上は、潜在的な悪影響に対する対応に関するご説明ですが、実際の悪影響に対する対応もほぼ同じ仕組みになっていますので、これについての紹介は省略させていただきます。

④ モニタリング (15 条)

そして、以上のような取組についてモニタリングをして年次報告書を出さなければならずモニタリングを毎年行って、うまく機能していなければそのやり方を見直さなければいけないということになっていました。この点について、Omnibus I 法案では、現在のところ、この見直しのタイミングは 4 年に 1 回、ただし、重要な変更があったり、措置の不十分さや新しいリスクが疑われるときに

はその都度、ということによっていいということになっています。

⑤ 情報開示 (16 条)

年次報告書を作成して、ウェブサイトに掲載することが求められています（同 1 条）。

ただし、サステナビリティ・デューディリジェンスの実施に関して、既にサステナビリティ報告書の開示事項になっていますので、サステナビリティ報告書を適法に出している場合には、この開示義務は免除されることになっています。

⑥ 通報制度・苦情処理手続の整備 (14 条)

この通報制度に似たようなものとして公益通報に係る条文も別にあるのですが、この通報制度というのは、その会社の関係者が何か悪影響を見つけたときに通報するというものでして、被害者からでしたら苦情処理、それ以外の人たちからでしたら通報ということになります。苦情処理手続については、詳細な制度設計の要請がされています。

ヨーロッパ的な特徴としましては、本人だけではなくて、その分野における関連団体、労働者だったら労働組合やその労働者代表、環境などの分野においては、その領域の代表する市民団体などにも苦情処理の申立権が与えられるべきことになっています。

そして、会社側の対応についても、最低限これではしなければいけないということが決められておりまして、「申立者の権利」という形で示されており、会社から適切なフォローアップを受けること。対応について、会社における適切なレベルの代表者と面会して協議をする機会を与えられるべきこと。そして、苦情に根拠がないと認められた理由、そしてであると認められた場合の措置や行動に関する情報提供を受けること。これらは最低限しなければならないことになっています。

⑦ ステークホルダー・エンゲージメント (13 条)

ステークホルダー・エンゲージメントも、この

デューディリジェンスの特徴の一つでありまして、ステークホルダーの関係者等に対して適切な情報提供をし（２項）、デューディリジェンスの各段階において協議をしなければならないことになっています。

そして、協議義務（３項）ですけれども、①から⑤の各段階でステークホルダーから意見を聞かなければいけないということになっています。ステークホルダーとの効果的なエンゲージメントが不可能な場合には、代わりにその領域の専門家との協議でもよいということになっています。

- ①悪影響に関する必要な情報を収集する段階
- ②悪影響の予防及び是正措置に関する計画を策定する段階
- ③取引関係の終了又は停止する段階
- ④悪影響を是正するための措置（12条）を決める段階
- ⑤モニタリングのための定性的及び定量的指標を開発する段階

Omnibus I 法案では、一部修正されて、③と⑤、特に取引関係の終了をするときにステークホルダーからの意見を聞かなければならないという部分が落ちるという提案がされていたようですが、この提案は復活を一部したりもしておりまして、不確定な要素を残しています。

5. エンフォースメント

最後のテーマであるエンフォースメントについて、駆け足ですけれども、簡単にご紹介させていただきます。

EU の CSDDD の特徴の一つとして、エンフォースメントのメニューが豊富といいますか、全てそろえているといいますか、という点があります。フランスのヴィジランス法では民事責任が定められているのに対し、ドイツのサプライチェーン・デューディリジェンス法では、意図的に民事責任を生じさせない——民事責任は、ドイツの不法行為

法に立ち入らないと正確な説明は難しいのですけれども、このデューディリジェンスに違反したということだけでは不法行為責任は生じないという建付けがあえて採用されています。国連のビジネスと人権に関する指導原則も、民事責任に関する表現を入れるのは意図的に見送って、苦情処理システムで対応するという決断がされたものと理解しています。ドイツ法の特徴は、民事責任に代えて、専門の公的な監督機関を創設したというところにありまして、その監督機関が行政的にチェックを入れていくという方法が採用されたのですけれども、EU の指令はその両方を当初は設けています。すなわち、監督機関を創設して、そこに監督をさせ、必要に応じて金銭的制裁や会社名の公表をさせることとしています。他方で、民事的な救済として民事責任や差止めを認めることも予定されており、エンフォースメントのメニューを一通り揃えたところが一つの特徴的なところですよ。

（１）監督（24条・25条）・罰則（27条）

域外適用の場合にはどうするのかといいますと、域外適用の会社につきましては、まず指定代表者として各監督機関との窓口になるような代表者を指定しなければならないことになっています。基本的には、支店があれば、その国の監督機関が管轄することが予定されていまして、支店がない場合や複数の支店がある場合には、純売上高が高かった構成国の監督機関が担当になるということが予定されています。

罰則（27条）は、各国が設けてよいのですけれども、金銭的な制裁、例えば過料や罰金、それから金銭的な制裁にきちんと応じなかった場合の会社名や加害行為の公表について、最低限の罰則としてこれは備えるようにということになっていまして、金銭的な制裁の上限は低くなり過ぎてはいけなくて、下限が定められていました。

Omnibus I 法においては、大きな修正はないのですけれども、金銭的な制裁の上限の設定の仕方について、下限という形ではなく、値を指定する

ような形で修正が図られているのではないかと理解しました。

(2) 民事責任 (29 条)

○デューディリジェンス義務違反に係る損害に係る EU 共通の民事責任の創設

このデューディリジェンス義務違反について生じた損害について、EU の共通の民事責任の創設をされることが予定されていました。

第 1 項にその要件に当たる部分を定めていまして、構造について簡単にご説明しますと、(a) 附属書に列举された権利禁止事項又は義務が自然人又は法人を保護することを目的するものである場合において、会社が故意又は過失により 10 条又は 11 条に定める義務を遵守せず、(b) 当該不遵守の結果として、当該自然人又は法人の、国内法によって保護される法的な利益に損害が生じたこと、という規律ぶりになっています。

この (a) と (b) の関係が少し分かりにくいのですが、(a) の部分は、一般の不法行為法に委ねますと、法益、あるいは、不法行為法によりカバーされるべき損害というのは様々に広がり得るわけですが、29 条がカバーするのは、あくまでもこれらの国際条約で守られるべき環境や人権に関する権利であるということです。指令前文の 79 にそれに関する説明が書かれているのですが、例えば労働者が不当に解雇されたような場合に、不当に解雇されない権利が侵害された労働者自身はここで定められている民事責任を追及し得るのですが、その人が解雇されたことにより、その人の大家さんに家賃が払えなくなっても、その大家さんに対する責任は 29 条の対象ではないということです。

(b) の部分は、保護され方は、各国の不法行為法で絞りかけられているはずで、各国の法に従ってよいということを示すものであるようです。

最後に括弧書きで「ただし、当該損害が取引先のみによって引き起こされた場合にはこの限りでない」と書かれている部分はセーフハーバーと理

解されていまして、指令前文での説明に従いますと、会社自身が引き起こしたものは責任を負うことになり、子会社は自己とほぼ同じに扱われていまして、取引先が引き起こしたもののでも、自分がそれに寄与していた場合には、やはり自分が引き起こした場合に含まれると。でも、取引先のみが引き起こした場合は、その取引先にやめさせるように努力はしなければいけないということはあるが、責任を生じさせはしないということを明らかにするためにこの括弧書きが置かれています。

しかし、Omnibus I 法による修正案では、この部分がばっさり削除されまして、効果として、被害者が完全な賠償を受けなければいけないという部分は残されていますが、要件については完全に国内法に委ねられることになりました。

○民事責任の内容や実現等に係る特別の要請 (3 項)

18 条のところに幾つか列举されていまして、例えば NGO とか、国内の人権機関も代わりに訴訟提起できるという表現も入れられていたのですが、Omnibus I 法案では削除される予定になっています。

ただ、ディスカバリー制度を導入せよという部分はそのまま残っていきまして、ディスカバリー制度は既に競争法などにおいても EU の国内では一部導入されているようなのですが、デューディリジェンス関係でも導入が要求されるということになります。

○抵触法上の要請 (7 項)

恐らく日本の企業にとっても関心が高いところで、現地の EU の企業にとっても悩ましいのが、この抵触法上の要請というところなんです。最終的には、ここは削除される提案がされているのですが、仮にこれが残ったらどういうことになるかということです。

多くの場合、ご承知のように、デューディリジェンス関係のトラブルというのは域外で、つまり

本社は EU にあるけれども、第三国にある子会社、特に法執行が弱いようなところで行われていることが多いわけでありまして、通常の国際私法上のルールに従いますと、そのような侵害行為に関する準拠法というのは、EU では損害発生地法、あるいは日本ですと、加害行為の結果が発生した地、あるいは加害行為が行われた地ということになっています。

例えば、ドイツに本拠がある会社の子会社がアフリカにあったとすれば、アフリカの国の法が適用されるのであって、ドイツ法ではなかったりするわけですが、この指令の表現は何を言っているかという、ドイツで仮に訴訟が提起されたような場合に、裁判地がドイツで、ドイツの国際私法で準拠法を決定することになる場合に、アフリカ法が準拠法として適用されることになって、その EU 法でないルールが適用されることになるのだったら、その法廷地である構成国の法を強制的に適用するようなルール作りをしなさいということを行っています。

実際に難しいのは、現地のそのアフリカの国が国際条約に加盟していないので、現地では本来保護されることが保障されていない人権や環境法上の権利をドイツで勝手に保護する判決を出すという事態になったときに、その保護のレベルはどうするのか、あるいはどのような注意義務を現地の子会社の担当者が果たすべきだったのかということについて、現地にも手がかりがないのに、どうやってドイツで特定するのかというようなことがほとんど未解決のまま残されているということです。Omnibus I 法案が出る前の段階で、そういった問題があるということが現地の文献では指摘されていました。

この点は修正で落ちることにはなりそうですが、引き続き海外にある子会社も当然デューディリジェンスの対象になりますし、そこから先の取引先もデューディリジェンスの対象になるので、日本の企業が適用対象になりますと、その日本の企業の取引先も EU のデューディリジェンス

の義務の対象になるので、注意義務の程度や、例えば過失の認定基準などについてどのようなルールが適用されていくのか、このような問題は引き続き残っています。

VII. 企業法から見た本指令の策定の意味

最後に、企業法の観点から見た本指令の策定の意味について、雑感めいたことをいろいろ書いていますが、少し時間がオーバーしてしまいましたので、これにつきましては、先生方の本日のご議論を受けながらまた必要に応じて触れたいと思います。

私からの報告は以上とさせていただきます。

~~~~~

## 【討 論】

### 【適用範囲】

○川口     どうもありがとうございました。最新の情報を盛り込んで、分かりやすくご説明いただきました。

それでは、どこからでも結構ですので、ご質問、ご意見があれば頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

では、私から口火を切らせていただきます。まず、規制対象の企業を決めるときに、従業員の数などを対象にする根拠はどこにありますでしょうか。規制の負担をさせるわけなので、それに耐え得る大きな企業を対象とするのは分かるのです。例えば、日本の場合、会社法では、大会社は、資本金とか負債の総額で決めます、労働法では、従業員数で規制を変えることがあります。これは、労働者の保護が問題になるからでしょう。EU の指令がなぜこのような基準を採用するのかということです。また、EU 域外の企業については、なぜ同様の基準ではないのでしょうか。

○齊藤     従業員数が基準になるのは、この指令だけの話ではないのですが、ドイツでのサプライ

チェーン・デューディリジェンス法も、むしろ従業員数が主たる要件になっていまして、労働者の権利の保護というのが沿革的に非常に重要なテーマであったからではないかと思います。

この EU の域内企業の適用対象の特定の仕方として、従業員数と売上数が「及び」で区切られているのですが、個人的には、そのような趣旨からは「又は」の方が趣旨に合致するのではないかと思います。域外企業の方は、従業員数による絞りがかからない分だけ広がり得る仕組みになっているので、本来は「又は」の方がいいのではないかととも思われるのですが、一応、従業員数が基準になっているのはそういうことではないかと思えます。

それで、域外企業の部分はどのようにして従業員が基準値になっていないのは、EU の関心としては、EU 域内の従業員の保護にあり、域外企業については、EU 経済における影響力の観点から、そこでのビジネスの規模にのみ関心を示して適用をしているのではないかと考えています。

○川口     ありがとうございます。

#### 【指令による統一の範囲】

○久保     細かい点で恐縮ですが、4 ページの下から 2 行目のところ、私が多分聞き落としたのだらうと思うのですが、義務の厳しさの度合いが幾つか差がある中で、8 条、10 条とかそこら辺で逸脱が許されない義務として定められていたのが、6 条ないし 16 条ということで、Omnibus I 法案によって厳しさが増したというふうに捉えられるのかなと思うのです。

Omnibus 法案というのは、規制緩和というか緩める方向で行くはずのものが、なぜここは厳しい方向に進んでいるのかというのは、何かお分かりのことはありますか。

○齊藤     これについては、私のレジюмеの記載にミスがありました。4 条 2 項は同条 1 項に掲げられている規制以外は、上乘せ規制を許すと規定している条文で、「以外」を記入せず反対の意味

になってしまい申し訳ございません。【追記 公表するレジюмеでは、この点を修正している。】Omnibus I 法案についても、現時点での Omnibus I 法の説明のされ方から推測されるところとしては、当初の 4 条 2 項は、構成国の上乘せ・横出し規制が許容される範囲を示しておりまして、これに対して、1 項はそのようなものが禁止される範囲を示していますので、1 項に入るものが増えると、より厳しい規制の導入を求める主張を遮断することができます。より厳しい規制をしてもよいことを規定している 2 項の削除をどう読むかです。より厳しい規制をすることができることを明示する条文の削除により、1 項に挙げられている領域以外の領域の規制強化を求める声は法的根拠を一つ失い、解釈を説得的に示す立場に置かれるということになりそうです。

【追記】成立した OmnibusI 法では、4 条 2 項は復活している。ただし、1 項により多くの条項が含まれるようになったため、上乘せ・横出し規制ができない領域が拡張された点において、規制緩和・簡素化が実現されている。

○久保     ありがとうございます。

#### 【エンフォースメントの在り方】

○伊藤     内容の確認のような質問しか差し上げることができないのですが、幾つか伺いたいことがあります。

まずは、ステークホルダー・エンゲージメントについてですが、このエンゲージメントというのは、13 条に定められているところによりますと、要するに、ステークホルダーに情報提供をする義務を負わせる、それからステークホルダーと協議をする義務を企業に負わせるものです。

それで、このような義務のエンフォースメントをどうするか、つまり、企業が情報提供だとか協議を拒否した場合の話ですけれども、今日のご報告からしますと、16 ページに書いてある監督とか罰則で、監督当局による監督の対象には恐らくなるのだらうと思います。その上で、場合によって

は、監督当局は金銭的制裁を科すことはできそうなのですけど、そのような理解でよろしいでしょうか。

○齊藤　まさにおっしゃるとおりで、もう今は落ちてしまったのですけれども、29条の民事責任を10条と11条に限定しているのは、そのような趣旨もありまして、ここ以外の義務については、公的なエンフォースメントによると整理されていると思います。

#### 【「ステークホルダー」の意義】

○伊藤　なるほど。もう一つ、このステークホルダー・エンゲージメントに関連して伺いたいことがあります。

そのような義務を負わせるルールですので、ステークホルダーの範囲が重要だろうと思うのですね。そして、7ページ以下にステークホルダーの定義の議論がされていまして、今日のご報告では、Omnibus I 法で直接の影響を受ける関係者に限定する方向で修正がされるということでした。それで、資料を見ますと、文言上、当初あった「国内人権機関」であるとか「市民団体」が落ちています。他方で、改正の後も、それらの個人の「正当な代表者」という文言は残りそうです。ただ、国内人権機関とか市民団体が落ちたということから考えますと、そこで言われている「正当な代表者」の中には、人権機関とか市民団体は含まれないという理解でよろしいでしょうか。

○齊藤　その点についても、Omnibus 法案の前文のところを精査してみる必要があります。ご指摘の人たちが入る可能性が排除されているのかは、明言することはできません。

「正当な代表者」というのは、例えば労働者であれば、労働組合などでしょうが、労働組合はすでに列挙されているので、それ以外の場合、例えば消費者の場合に、その人たちを保護する消費者団体とかが含まれるのかということになるのですが、ステークホルダーの範囲が絞られたことは確かなのですけれども、どのような意味を持つか、

前文を確認してみたいと思います。

○伊藤　私も今ふと思ったことなのですが、恐らく、人権機関とか市民団体が入るかどうかは、割と重要な話かなとも思うのですよね。もしそういったものが含まれないとすれば、個人の代表者といっても、考えられるものはそんなにはなさそうで、何があるでしょうかね。例えばその個人が既に現地の子会社か何かに損害賠償請求訴訟を起こしていて、その人の弁護士とか、そんなのは入りそうだとは思ったのですけれども、あんまりいろいろなものが考えられるようなものでもなさそうですね、もしそのような団体が入らなければ。ちょっとそのような感想を持ちました。ありがとうございます。

○齊藤　実際にどういう人たちがエンゲージメントの相手として選ばれるかには、企業の側に選択肢もあるのだと思うのですが、ステークホルダーの定義から直接対象に入ってくる存在があるのですが、他方で、指令の特徴として、ビジネスと人権の指導原則などから来ている一連の流れなののですけれども、産業団体やその関係者、マルチステークホルダーなどの表現で呼ばれている人たちが監視する仕組みとかエンゲージメントしていく仕組みがあるのだったら、そういうものを利用してよいということにはなっております。なので、そういう形で関与してくるステークホルダーはむしろ歓迎といいますか、絞りにはずらず、まだ引き続き残るだろうとは思っています。

しかし、このような仕組みとは関係ないけれども人権に関する問題だからといって人権の団体が出てくるようなことについては、ステークホルダーの絞りもかけられていますし、民事責任でそのような団体に訴訟提起を委任することができるという部分も落ちていますので、乱訴や、そのような人たちの関わりによる混乱をなるべく排除しようとしていることはうかがわれるところです。

【追記】レジュメでは、当初の指令の定義を示した上で、Omnibus I 法にかかる欧州委員会の当初の案とそれに 2025 年 10 月の段階で欧州議会によっ

て施された修正を紹介した。OmnibusI 法案の前文 24 が、ステークホルダーの定義についても、触れられている。

前文案によれば、欧州委員会の当初の案においても、「直接」影響を受ける関係者の正当な代表に絞られているため、単に企業活動からの影響に関心を有している、それによって影響を受ける価値につき社会的に連帯をしている団体等は排除されていた。

前文 24 にかかる欧州議会の修正案は、OECD 指針の考え方を踏襲することを明示して、単に影響を受ける者ではなく、「悪影響」を受ける者の正当な代表に特定することを明らかにする内容となっている。この案においても、引き続き、企業活動の悪影響を受ける地域社会の代表を務める者や、消費者の利益の団体は含み得ることになるが、直接の被害者と関係のない団体等は含まれないことになる。

なお、最終的に成立した OmnibusI 法においては、ステークホルダーの定義も前文（45 に移動）も当初の欧州委員会案に戻っている。

#### 【民事責任について】

○伊藤     ありがとうございます。

もう一つ、また違った箇所のことで伺いたいことがありまして、民事責任のところです。

29 条のルールをざっくり表現しますと、故意・過失で 10 条、11 条の義務を遵守しなかった結果、自然人あるいは法人の法的利益に損害が生じたら、国内法に従ってその企業が損害について完全な損害の賠償をしなければいけないと、それを義務付けるルールなわけです。

これについて私が気になりましたのは、10 条、11 条のいずれかの義務を遵守しなかった結果というところがまず大きな要件としてあって、そして、10 条、11 条の義務といいますのが、今日ご報告いただいたところによりますと、特定された潜在的な悪影響だとか、あるいは実際の悪影響を防止・軽減する措置を取る義務だということです。

つまり、そのような悪影響が特定されることが、賠償義務の生じる前提なのです。

そして、特定・評価については別の 8 条に規定されていまして、そうしますと、企業による特定・評価が十分ではなかったというときに、それがゆえに認識できなかったという悪影響があつて、そこから被害者が生じたような場合には、責任が出てこなさそうにも思われるのです。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○齊藤     これについては、まず指令がどんなふうに国内法化されるかにもよるのですが、一応指令の理解を読み解こうとしているドイツ法の論文がございまして、その人の考え方では、10 条、11 条とは言われているけど、10 条、11 条をするためにはリスクの特定をすることが必要だから、そのリスクの特定のし間違いというの、当然にこの責任の対象にはなってくるだろうという理解の下に、それでは、そのような場合に実際の義務違反が認められるかということについては、ビジネスジャッジメントルールではなくとも、きちんとしたルールが必要になるだろうと書かれていました。でも、それは一つの解釈にすぎないので、ほかの理解の余地も否定できないと思います。

○伊藤     今ご説明いただいたように、合理的な特定・評価をすることが前提だと読むのであれば、何とかましな結論にはなるということなのでしょうか。

○齊藤     そうですね、リスクを見ないで済ませて、責任ありません、知りませんでしたということにはならないだろうと。

○伊藤     もう一つ、抵触法ルールなのですが、私、お話を伺っていて、これを悩む必要がどこまであるのかなということを少し考えたのですね。といいますのは、これは、29 条の民事責任が問題になる話だと思うのです。そして、この 29 条の民事責任といいますのは、この指令によって国内法化されることが義務付けられている民事責任でして、29 条の文言の中に、確かに幾つも「国内法に従って」といった言葉は出てくるわけです。し

かしながら、これは別に国内の既存の不法行為に関する規定を通じてという話ではなく、そのルールの実質が国内の不法行為法と同等のルールであるという話かと理解しました。

そうしますと、この 29 条によって国内法化が義務付けられる民事責任といたしますのは、特別の責任ではないかと思うのです。性質は不法行為の責任なのでしょうけど、特別の責任だと思います。このようなことから考えますと、通常不法行為の抵触関係で決まるのではなくて、これは絶対的強行法規だと考えることが不可能ではないようにも思いまして、そこまで抵触法を気にしなくてもよくなるのかなとも考えました。

あるいは、ヨーロッパでは、これはもう普通の不法行為のルールで、だから、何もやらなければ不法行為についての抵触法のルールで処理されてしまうというような理解なのでしょうか。

○齊藤 今伊藤先生がご指摘になったことはもっともなご指摘で、どういう文脈でヨーロッパやドイツで議論されているかという、29 条 7 項を実現するためにどういう規定ぶり国内法を定めるとこの要請に従えるだろうかという形で議論されています。

注意義務の基準とか、そういうものはまだ引き続き残るのですけれども、技術的にこのルールを域外適用するためには、普通の、例えば不法行為法の特則を 29 条の国内法化において作ってしまうと、一般の国際私法上処理されてしまうので、これについては特別のルールが必要なのではないかと、そのような技術的なところで議論されています。

国際私法においても、法廷地法が強制的に適用されるメカニズムはいろいろあると思いますので、どういうルールの作り方がよいかと悩まれているということです。

○伊藤 なるほど。そこを上手にすれば大丈夫だという話でしょうか。

○齊藤 はい。

○伊藤 ありがとうございます。

○梅本 ご報告ありがとうございました。

私もエンフォースメントのところなのですが、デューディリジェンスというのは環境と人権に関するもので、環境については、民事責任というのはあまり問題にならないのか。どちらかという、監督機関による金銭的な制裁などでエンフォースメントするというイメージなのでしょうか。

また、人権の方についてですけれども、これも非常に初歩的な質問ですが、例えば EU 域内の企業であれば、人権侵害されたとなれば、当該企業に対して不法行為責任等に基づく損害賠償を求めて訴訟を提起すればいいという話だと思うのです。これに対して、域外との関係で言うと、分かりやすい例で言うと、某国の某自治区で少数民族を強制労働させている企業があり、EU 域内でもそれなりにビジネスをやっていたとする。そうした場合に、当該国の法律に基づいて企業を訴えることはできないが、そこから難民としてヨーロッパに自力で逃げてきた人がいたとして、EU でも自分を違法に働かせていた企業が活動している、そこで人権侵害として訴えて損害賠償請求をする…こういうのは、結構ありそうな話なのかなと思うのですけれども、そういうイメージで考えるというのは間違いなのではないでしょうか。ご教示いただければと思います。

○齊藤 まず 1 点目の環境ですけれども、環境の例として、土壌汚染などで民事責任が生じる可能性はありますので、人権が民事責任ではメインになるというわけでは必ずしもないのではないかと思います。

2 つ目の点ですけれども、恐らく、EU のデューディリジェンス指令の一つの目的は、企業の競争力の平準化とは別に、EU として広げたい価値という観点から言いますと、まさに EU 域外のところで行われている様々な権利侵害について救済や終結のメカニズムを働かせるというようなところだと思います。

なので、文献の中でも、典型的な民事責任が問題となるような事案は海外で起こるはずだから、

それゆえに域外適用の問題が非常に深刻になってくるだろうということでありまして、例えば児童労働だったり、様々な労働者の搾取だったりするようなものが、場合によってはヨーロッパで訴えられるというようなこともあり得るとというのが、まさにこの7項が想定している話だったのだろうと思います。

○梅本     ありがとうございます。よく理解できました。

#### 【リスクの特定】

○石田     ありがとうございました。勉強になりました。

ちょっと細かい点なのですが、レジюме 11 ページの悪影響の特定のところで、先ほども話題に出ていましたけれども、マッピングすると。つまり、監査論で言うリスクアプローチによく似ていて、これが「マッピング」とするというものから「スコーピング」とするという表現に変わった。これは実際どういう変化を求めていたのかということと、どれぐらい、どういう違いが出てくるのでしょうか。

○齊藤     先生が今、監査論のリスクアプローチというふうにおっしゃったのがまさにこの当初の指令のアプローチで、指令はリスクベースド・アプローチをする、という中でマッピングという用語が出てきます。全て満遍なく「べたっ」とするのではなくて、まずはリスクを特定し、そのリスクに対して働きかけをするというようなことを前提としているという先生のご理解のとおりだと思います。

そこで、マッピングとスコーピングの違いなのですが、この点は、私も、私が閲覧した資料においては、その違いを説明しているものがなく、何を意図しているのかは、オフィシャルな手がかりは現時点で持ち合わせていないのですが……。

今回の重要な変更は、「合理的に入手可能な情報に基づいて」というところです。「合理的に入手可能な情報」というのは、新しい定義としてご

紹介しましたように、取引先に連絡を取らずに、自社で入手し得る情報ということになりますので、鳥瞰的にすべて見渡した上で正確にマッピングをするというのではなくて、手元にある情報を使って分かる範囲でリスクを探していくというニュアンスではないかと想像するところではあります。

○石田     よく分かりました。そうすると、負担軽減の方向に働くだらうというふうに考えていいということでしょうか。

○齊藤     はい。それゆえに、知り得なかったために免責される場合も増える可能性があるとは思っています。

○石田     ありがとうございました。

#### 【「取引先」について】

○高橋     7 ページのところで質問させていただきます。Business partner のところと、関連して chain of activities のところです。

Business partner の(ii)の方の間接取引先というところで、先生のご説明だと、会社の前で売店を営むようなものは含まれないだろうとおっしゃっていたかと思うのですが、典型的にはどういうものが間接取引先に当たるのかというのをご教示いただければと思います。

そして、関連してその取引先の取引先というのは、間接取引先ではなくて、むしろ(i)の直接取引先という扱われ方がされるという理解でよろしいのでしょうか。

○齊藤     私も、今の2点について、いろいろ文献を調べてはみたのですが、結局、明確な回答にあたるものは、準備段階では見つけることができませんでした。

日本の直接取引と間接取引みたいな解釈の発想を持ち込んではいけないとは思っているのですが、まずは、さっきの会社の敷地の外で水を販売している業者は含まれないのではないかと指摘しているのも、文献の一つにすぎず、趣旨等に照らせば、そこまで広げ過ぎるのは適切ではないから、それは排除されるような解釈をされるべき

だということを言っているにとどまります。

それゆえ、このリレイテッドにどこまで入るのかというのは、手がかりがない状態です。

そのチェーンの中の直接取引先の先の取引先は入ることは明らかであるのですけれども、それが(i)の方で入るのか、(ii)の方で入るのかというのも、ちょっと分からないところがまだ残っています。ドイツ法ですと、それは直接の取引先には含まれない、間接取引先になることは確実で、その理解と同じであれば、間接取引先になるのだらうと思われま

す。(i)の定義というのが、会社と「契約を締結している者、又は会社が「活動の連鎖」に基づきサービスを提供する者」で、この後半の「又は」以降がどこまでを含むのかというのがよく分からず、そこが特定されない限りは、(i)に入るのか、(ii)に入るのかを分からない、というのが正直なところです。しかし、広く解すると、間接取引先というカテゴリーを置く意義が薄れますので、この「又は」以降は直接の契約相手と同等の関係を持つものであると理解するべきではないかと思われま

す。間接取引先として考えられ得るのは、例えば会社の製品の運送を委託した運送業者が下請運送をしていたときの下請先や、情報管理の業務委託契約を締結している相手方業者がその業務をどこかに再委託しているような場合であるかと思われま

す。○高橋     ありがとうございます。

間接取引先の趣旨としては、企業が影響を及ぼすことができるような者を念頭に置いているということでしょうか。

○齊藤     その影響を及ぼすことができるかどうかというのは、デューディリジェンスの義務の履行をするに当たって大事な条件でもあり、それから、共同で引き起こしたことになるのかどうかということの一つの指標にもなり得る重要な要素なので、事業の関係を通じて影響を及ぼすことができるというのは、義務の履行に際して重要な要素

であり得ると思うのですけれども、直接取引先かどうかは、先ほどの「又は」以降の位置づけの問題をひとまず措くと、契約関係の有無により線引きされることになるので、範囲の確定には直接には関係しないということになろうかと思われま

す。○高橋     いえいえ。ありがとうございました。

#### 【民事責任に関する指令案の影響】

○行澤     非常に詳細なご報告、また、まさに途上の問題を扱っていただいて、本当にありがとうございます。非常によく分かりました。

私も2つ質問がありまして、一つは、17ページの民事責任のところ。まず、Omnibus Iでの下線部削除ということで、1項、それから2文も含めて削除されたのですけれども、そもそもこれを設けようとしていた意図というのが、EU加盟諸国の国内法における一般不法行為法ないし不法行為関連法に委ねてしまうと、規制がばらばらになるので、統一的にこれを定めようという趣旨だったと思うのです。ただ、そもそもここに書かれていることはあまりにも一般的で、これぐらいだったら、各国の不法行為法にそんなに抵触せずに認められることばかりではないかなと見受けられます。むしろ、CSDDDの方でデューディリジェンス違反に基づく民事責任を書き込もうとするならば、例えば立証責任の転換や、その軽減とか、特にそういうことを設けるといのであれば分かるような気もするのですけれども、規定ぶりだけを見ますと、何でこれを特別に規定しようとしたのか、意図がよく分からないのです。

さらにそれも削除してしまった結果、結局、規制はEU各国でばらばらになってしまうのか、それともそんなにばらばらにならずに、ある程度ハーモナイズされた規制が適用されることになるのか。その辺りのことをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○齊藤     ここは各国の不法行為法に関するもの

なので、私自身が非常に不案内なところですがけれども、この指令のインパクトという点から申しますと、これは、例えばドイツのような国では、明らかにルールを変えることになるとは認識されていまして……。

○行澤 あっ、そうですか。

○齊藤 日本と建付けが違うのではないかと思います。日本の民法 709 条は広い範囲をカバーしているのですが、ドイツの不法行為法は、不法行為でカバーできる場面を非常に限定しています。なので、明らかに保護に値する権利の侵害に当たるような場合と、それから、その行為者が危険を負うべき範囲というのがあるのですけれども、その場面と、それから法令違反がある場合については、その法律が個人の権利や利益を守ることを目的としている場合に限り、不法行為が成立するとなっていて、ドイツでは、先の立法で、まさにこの 10 条や 11 条にほぼ対応するようなデューディリジェンス法ができたのですが、そのときの最大の特徴の一つとして、これに違反したからといって直ちに民事責任を生じさせないという立法をあえてしています。つまり、民事責任のリスクを排除したということがあります。

ですので、この 29 条が設けられますと、ドイツにとっては明らかに法の内容の転換ということになると思います。

仮に、ドイツの法が日本法のような場合だった場合には、そこまで大きな影響があるかどうかは分からず、あるとすると、この 29 条よりもむしろデューディリジェンス義務が課されることを通じて企業が知り得る範囲が増えますので、今までだったら知らないで義務違反はなかったと言えたところが、知らなかったことにつき、注意義務違反が認められる範囲が広がる余地があるのではないかと——最後のⅦのところ、知らなければいけない領域が増える分だけ、不法行為責任が強制的に広がるのではないかとということにしたのですが、

○行澤 それが削除されると、また結局……

○齊藤 ドイツはほぼ元に戻る感じです。

○行澤 そうする、民事責任は原則としては負わないということになって、結局、EU は、各国共通の民事責任を作ろうとした意図を放棄したということですかね。

○齊藤 そうですね。フランスなどは民事責任があるのですが、特別の民事責任が成立する範囲は非常に狭いので、全体的にまだ民事責任の部分については途上といえますか、実際には、デューディリジェンス義務を果たしていなかったということを通じて責任が問われる余地はそんなに広がらない可能性はあると思います。

#### 【指令の適用対象となる企業の規模】

○行澤 なるほど、よく分かりました。ありがとうございます。

もう 1 点は、法的な問題というよりも、実際的なインパクトの問題なのですが、5 ページの (1) のところの Omnibus I 案では、元の 4.5 億ユーロ超が 15 億ユーロ超となって、これはフランスのヴィジランス法に匹敵する基準なので、ほとんど制裁とか民事責任が生じる余地のないような高い基準になったということですが、実際にこの基準で適用対象になる企業というのは、どれぐらいの範囲に狭まってくるのでしょうか。例えば上場企業の特にこのクラスとか、何社ぐらいとかいうのがある程度分かればありがたいのですが。

○齊藤 フランスの方は、15 億ユーロ超のという財務の基準はなく、5,000 人という従業員数基準のみであったと理解しているのですが、これについても、5,000 人の企業というのは日本だとどのくらい入るのかというのを調べたいと思いますが、現時点では正確な回答を申し上げられず、申し訳ありません。

○行澤 従業員 5,000 人だったら、日本でもこれを超える会社は結構あんじゃないですかね。

○齊藤 フランスで民事責任が現実化していないということが、民事責任の立法を容認する一つ

の理由であったようなのですけれども、実際に適用対象になる企業がそれほど絞られているかというと、そうではない可能性はありまして、CSDDDについては、さらにこの15億ユーロというのがどのくらいの規模感になるのかも関係してきますので、こちらのほうが効いてくる基準かもしれません。

○行澤 総売上げで二、三千億円でしょう。そんなに高い基準なのでしょうかね。

結局、フランス法の下で民事責任がほとんど報告されていないということは、規模が狭められているということもあるのですが、むしろ規制の運用が厳しいというか、全体として企業に責任を課すには厳しいものになっていて、救済としてはあまり実効性がなかったのかなという感じを持ったのです。

○齊藤 どうして顕在化しなかったかということころは、まだ日が浅いということもあるのかもしれませんが、もう一つは、規模を狭めるというのは、これに対するコストを負担し得る企業に絞るという側面もあります。このOmnibus I法を含む緩和については、企業も大賛成というわけではなくて、既に高い意識を持って自主的にやっている企業もあるので、そのような企業にとっては、自分たちが負担しているコストを競争相手にも負担させるという意味で、今回の緩和というのは望ましくないということになります。

それから、こういうデューディリジェンス支援をしているコンサルタントや弁護士事務所などは、自分たちの大事なビジネスなので、かりにCSDDDが緩和されたとしても、自主的に企業はこのようなことをやっていくべきだというような記事もたくさん出していたりしまして、なので、民事責任が実際に問われるのは、本当に最後なので、その前の段階で様々な苦情処理の対応だとか、エンゲージメントだとかを通じていろんな対応はされている、やっている企業はあるのではないかと思います。

○行澤 分かりました。ありがとうございます。

【追記】アクティビスト調査 NGO の一つであるSOMOが公開しているデータベース（CSDDD Datehub）に登録されている企業のうち、指令が適用されるのは、改正前においては約7,000社、約4,280企業グループ（そのうち日本の企業グループは92）、改正後においては、2026年6月時点で、約2,900社、約1,400企業グループ（そのうち日本の企業グループは51）と試算されている。同サイトにおいては、適用対象とされる日本企業グループ名も示されている。

【企業法におけるサステナビリティ・デューディリジェンスの位置づけ】

○伊藤 このサステナビリティ・デューディリジェンスという話の企業法の理論の中での位置付けについて、齊藤先生がどうお考えかを伺えればと思います。

サステナビリティ・デューディリジェンスといいますのは、私なりにざっくりまとめますと、国際的に活動している企業があって、その企業の取引の国際的な連鎖にわたって人権や環境への悪影響を及ぼす活動を防止・軽減させたいと。そのために、そのような企業にその要因を特定したり、適切な対策を取ることを義務付けましょうという、そういうルールだと思います。これが会社法の理論の中にどのような居場所がある話なのかということが、私は気になっておりまして、先生のお考えを伺いたいと考えています。

ESG開示でしたら、まだ、たとえば、「投資者の中には、ESGへの取組みも見えて投資決定を行う人もいるのだから、その取組みについて金商法ルールで開示を強制するのだ」といった説明は可能かもしれないのですが、サステナビリティ・デューディリジェンスまで来ますと、その程度の関連もなさそうなのですね。企業を対象とはしているけれども、企業法的な考慮とは基本的に全く関係がない公法的な介入がされていて、それは外在的な介入でしかなく、その義務を果たす行為というのは、そのほかの公法的な法規範を遵守

する行為と同じだというふうにも言えそうです。齊藤先生ご自身としては、サステナビリティ・デューディリジェンスといいますのは、それを超えた企業法的な何らかの考慮も必要になるような要素が含まれているものだとお考えなのでしょうか。

○齊藤　伊藤先生のご理解と恐らくは同じ方向なのですけれども、その企業が持っている裁量を狭めるものだと理解しております。しかも、それは強制的に狭めさせられるものだと思います。

指令のようなハードローがなく、ビジネスと人権ガイドラインのようなものもない状態ですと、この種の課題はリスク管理システムの一つと位置づけられて、企業があちこちでいろいろな活動をする、トラブルも生じさせますし、いろいろな人に迷惑をかけて、その人たちと協議したり、あるいは苦情に対応していくということをするのでありまして、それぞれの分野の消費者法とか労働法とかの理念とは別に、企業法の中で見ると、企業が長期的な利益を追求するためにステークホルダーともうまくやっていくために最低限やらなければいけないことであるけれども、どのくらいの対応をするかは、法で強制されている部分以外については、裁量があるようなものだと理解しています。しかし、まずガイドラインができた時点で、そのガイドラインに従うことが一般的には期待されるという意味で、企業法的には、そのガイドラインに従わなかった場合には、義務違反なり、責任なりが認められやすくなるというリスクを高めるようなものなのだろう、なぜ従わなかったのかということについて説明のコストも生じると理解しています。だから、守る方が企業にとっても安価にすむという意味で多くの場合望ましいものになる。

でも、今回のような法的な義務になると、例えば環境法や労働法の中で、環境や人権に対する侵害を防止するために具体的にこのような措置は最低限とりましようとして定められたものを、企業は最低限のことは粛々と実行しなければいけない。それが自分たちの利益をたとえ犠牲にするものであ

ったとしても。ただ、最低限のライン以上のどこまでやるかということに裁量の幅があるとすると、そこは会社ごとにいろいろと選べる、という関係になるのだらうと思います。

今日はあまり説明に立ち入れなかったのですが、例えば対応についても、その結果がすぐに出るということまでは要求されていないので、どのくらいの対応を、効果的にすぐやめさせられるものと時間がかかりそうなものの選択肢があったときに、どの対応をするのがよいのかということについて、会社にはそれなりに裁量が残されているのではないかとは思われまして、今後の問題としては、そういう裁量や選択の余地がある場合に、EUのようなダブルマテリアリティ、市民にとっても望ましく、会社の投資家にとっても望ましいという両方調和するような選択肢を取りなさいという形で選択肢が狭められる世界と、そのような考え方が根付いていないような国で、その会社が持ち得る裁量というのはどこまで違うのかということも考えていく必要があるのだらうと思います。まだまとまっておりませんが。

○伊藤　ありがとうございます。

○川口　今の点ですが、企業の社会的責任と関係で議論はできませんか。

○齊藤　それは日本でということですか。

○川口　はい。日本でも、世界でもです。このような規制は、企業の社会的責任の一環としてそれを具体化したものだというふうに理解はできないですか。企業法の観点からという話ですが。

○齊藤　そうですね。パーパスなどの考え方が、企業の経営者の裁量を狭めるというのか、作り直すというのか、そういう議論が今途上であるということは認識しておりまして、私が先ほど申し上げた理解は、伝統的な理解の中で整理すれば、ということにならうと思います。今後変わっていく可能性はあり得ると思っております。

○川口　ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、本日の研究会はこれで終わりたいと思います。齊藤先生、

どうもありがとうございました。

#### 【追記】

2025 年 10 月 22 日にトリローグ手続入りが否決されたため、Omnibus I 法は、政治的な妥協により、修正された後、2026 年 2 月 24 日に採択され、同月 26 日に公布され、同年 3 月 18 日に発効した。本報告の内容（欧州議会による修正案）から修正された主な点は以下の通りである。

- ・適用範囲の縮小（大規模な企業・企業グループへの限定）を受けて、国内法化の期限は 2028 年 7 月 26 日、適用開始は 2029 年 7 月 26 日に一本化された。16 条の情報開示義務は、翌 2030 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から適用される。
- ・一般的なデューディリジェンス・ガイドラインは 2027 年 7 月 26 日まで、追加のガイドラインは 2028 年 7 月 26 日まで、モデル契約条項に関するガイダンスは 2027 年 7 月 26 日までに公表されるものとされた。
- ・定期的なモニタリングは少なくとも 5 年ごとに実施されるべきこととされた。ただし、重大な変更が生じた場合や、措置が不十分もしくは非効果的である、又は新たなリスクが生じたまたは生じうると信じる合理的な理由がある場合には、その都度必要となる。
- ・金銭的制裁は、前年度の全世界純売上高の 3% とされた（上限ではなく、値の指定）。
- ・気候変動対応・移行計画の策定・実施にかかる 22 条および 6 条 3 項は削除された。ただし、CSRD 上の開示義務は引き続き問題となる。
- ・ステークホルダー・エンゲージメントとして協議を行うべき段階のうち、③取引関係の終了・停止段階および⑤モニタリングの指標開発段階が削除された。
- ・適用対象外であった企業を買収した場合に、統合までに 2 年間の猶予があることを明記する提案（6 条 4 項の追加）は撤回された。